

2000年10月5日

厚生大臣 津島 雄二 様
文部大臣 大島 理森 様
労働大臣 吉川 芳男 様
法務大臣 保岡 興治 様
国税庁長官 伏屋 和彦 様
警察庁長官 田中 節夫 様

イッキ飲み防止連絡協議会 代表 加来 仁
アルコール問題全国市民協会 代表 今成 知美
<連絡先>
東京都中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル
TEL : 03-3249-2551 (担当 三浦 恵)

職場やキャンパスに蔓延する 「アルコール・ハラスメント(アルハラ)」に 早急な防止対策を求めます

私どもは、アルコールによって引き起こされる諸問題の予防、特に酒類のイッキ飲み・イッキ飲ませの防止、未成年者飲酒問題の防止を目的として活動している市民団体です。

去る4月から5月にかけて、私どもは全国初のアルコール・ハラスメント実態調査「アルハラ110番」を行ないました。アルコール・ハラスメント＝アルハラとは、飲酒の強要に代表される「酒にまつわるいやがらせ・人権侵害」の総称です。イッキ飲み防止連絡協議会では、添付資料のとおり「アルハラ」を定義し、これに相当する被害体験を広く全国から受けつけました。その結果をまとめたものが添付の冊子です。

今回の調査は182もの事例が寄せられ、その通報者のほとんどは社会人と大学・短大・各種学校生でした。分析の結果、以下のようなアルハラの実態が明らかになりました。

- アルハラは「伝統・集団の圧力」や「上下関係」、つまり「組織的圧力」によって行なわれており、個人力で断わることは非常に困難な状況にある。断わった場合、被害者は組織内での人間関係の悪化など不利益を被ることが予想されるため、組織にいるかぎり断わるという選択肢が存在しないに等しい。
- アルハラによって、死亡・入院・慢性疾患などの「身体的被害」や、退職・退部(大学の部活動・サークル活動など)・退寮などの「精神的・社会的被害」を被ったとの通報が数多く寄せられた。後者については、所属する組織が事態解決のために有効な手段をとらなかったため、被害者が組織を去るよりほかに自衛手段がなかったものと考えられる。

- 法律で飲酒が禁じられている未成年者に対しても、法律無視の飲酒強要が「新人歓迎会」「新入生歓迎コンパ」の名のもとに公然と行なわれている。(高卒の新入社員、大学1・2年生の多くが未成年者である)
- アルハラは重大な人権侵害行為であるにもかかわらず、セクハラと同じく加害者に加害意識がなく、一方で被害者は耐えがたい苦痛を感じている。上記のような実害に発展しているケースも多数ある。

アルコール飲料には致酔性・依存性があり、扱い方次第では生命を脅かす凶器にもなります。アルコール飲料を飲むか飲まないかの選択は、本人に委ねられるべきであり、心理的な圧力をかけて飲酒を強要するのは重大な人権侵害、程度によっては犯罪にもなります。

また、日本人の4割が飲めない体質(悪酔いする、もしくはまったくアルコールを受けつけない遺伝的体質)です。アルコール依存症や内臓疾患のために飲酒が許されない人もいます。そのときの気分で飲酒したくない人、自分の飲酒ペースを乱されたくない人もいます。アルコールを飲めない・飲まないというだけで不当に扱われたり、侮辱されたりといった「いわれのない差別」に苦しむ人も多くいます。「酒の上では何でも許される」とばかりに、酔っぱらいによる不当な迷惑行為を受ける人もいます。

職場やキャンパスでの「酒にまつわるいやがらせ・人権侵害」は、多くの人々の安全性を脅かしているのです。セクハラについては、昨今企業や大学での防止対策が進んでいます。アルハラについても、セクハラと同様の組織的な取り組みが急がれます。

私どもは、以下のことを関係省庁に強く要望します。関係各位のすみやかな対応を切に願います。

記

- ① アルハラが重大な人権侵害であり、程度のひどいものは犯罪であることを、広く一般市民に知らしめる。
- ② 公庁・企業・大学等が「アルハラ防止ガイドライン」(冊子ご参照)を早期に策定し、組織として具体的なアルハラ防止対策を講じる。
- ③ 未成年者飲酒禁止法の遵守を呼びかけ、違反に対する罰則強化を推進する。
- ④ 強要罪・傷害罪に相当する「飲酒の強要」、遺棄罪・保護責任者遺棄罪に相当する「酔いつぶれた人に必要な保護をせず放置する行為」、未成年者に飲酒させる行為に対する取締りを強化する。

以上

添付資料

- ① 冊子「アルコール・ハラスメント」
- ② アルハラ of 犯罪性
- ③ 啓発チラシ
- ④ 新聞記事